１月臨時会開催

～令和３年度刈谷市一般会計補正予算（第９号）を可決～

１月臨時会は１月12日に招集され、会期を１日間とし同日閉会しました。

議案について、反対意見がありましたが、採決の結果、原案のとおり可決しました。

補正予算議案

補正する額（一般会計）

16億４，９８０万６千円

補正後の予算総額（一般会計）

６７４億５，５８５万円

補正後の予算総額（全会計）

１，０１９億５，５２５万３千円

【事業】

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業

住民税非課税世帯等に対し、給付金を支給します。

【支給対象世帯】

・市町村民税均等割非課税世帯

・家計急変世帯

【支給額】

１世帯当たり10万円

【申請期限等】

・市町村民税均等割非課税世帯

プッシュ型（申請不要）給付とし、市から確認書を送付する。返送期限は確認書を発送した日から３か月を経過した日

・家計急変世帯

申請による給付とし、申請期限は令和４年９月30日

問　給付金の対象となる見込世帯数は。

答　今回の給付金は、令和３年12月10日の基準日における世帯全員が令和３年度分の住民税均等割が非課税で、住民税が課税されている人の扶養親族のみではない世帯が対象となる。非課税世帯は約７，０００世帯であり、さらに市外からの転入などで本市において税情報を把握できていない世帯のうち３，１００世帯を対象と想定し、予算上の非課税世帯は、合計で１万１００世帯を見込んでいる。家計急変世帯については、国が示した算出例に基づいて積算し、２，０００世帯を見込んでいる。

子育て支援臨時給付金支給事業

国の「子育て世帯への臨時特別給付金」が支給されない18歳以下の子供がいる世帯に対し、給付金を支給します。

【支給対象者】

・令和３年９月分（令和３年９月に出生した児童については、令和３年10月分）の特例給付受給者

・令和３年９月30日時点で高校生（平成15年４月２日から平成18年４月１日までに生まれた児童）を養育しており、特例給付受給相当の所得である保護者

・令和３年10月１日から令和４年３月31日までに出生した新生児の特例給付受給者

・基準日以降、離婚または離婚協議中で配偶者と別居している者、並びに本市に転入した者で、国の子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならなかった児童を養育する保護者

【支給額】

児童１人につき10万円

【案内発送予定日】

令和４年１月下旬

【申請期限】

令和４年２月28日（新生児等を除く）

問　どのような経緯で事業化することになったのか。

答　１月４日の国からの通知で、市独自で行う給付金の財源として、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用できる方針が示された。また、活用の事例として、給付金における所得制限を超える世帯への支援に併せ、基準日以降の離婚により給付金を受け取れない独り親家庭への支援が挙げられたことから、本市においても所得制限の撤廃のみならず、離婚したことなどで給付金を受け取れない方も給付対象者に加えることとした。

議決結果一覧表

（※）…賛否が分かれたもの

・令和３年度刈谷市一般会計補正予算（第９号）（※）　**可決**

１月臨時会提出議案の賛否

（○：賛成 ×：反対）

議案名及び議決結果 ＼ 会派名及び議員名		自民クラブ								市民クラブ						公明クラブ			清風クラブ			無所属議員の会		日本共産党議員団		にいろの会	無所属	議長	副議長
		加藤 幹樹	揚張 慎一	葛原 祐季	近藤 澄男	渡邊 妙美	清水 俊安	外山 鉱一	山崎 高晴	深谷 英貴	中嶋 祥元	佐原 充恭	伊藤 幸弘	黒川 智明	鈴木 浩二	谷口 睦生	松永 寿	白土美恵子	上田 昌哉	新海 真規	星野 雅春	鈴木 絹男	蜂須賀信明	牛田 清博	山本シモ子	城内 志津	稲垣 雅弘	加藤 廣行	鈴木 正人
令和３年度刈谷市一般会計補正予算（第９号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	※	○

※議長のため、採決に加わらない

ヤングケアラーへの支援の充実についての意見書（12月定例会）

ヤングケアラーは、日常的な家事や家族の世話など年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っていることから、本人の育ちや教育への影響が問題となっています。

こうした中、国は本年３月に全国規模で行ったヤングケアラーの実態調査の結果を公表するとともに、本年５月には厚生労働省と文部科学省が共同で設置したプロジェクトチームにおいて、ヤングケアラーの早期発見・把握やスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実をはじめとする支援策の推進など、今後取り組むべき施策を取りまとめたところであります。

ヤングケアラーが必要とする支援は福祉、介護、医療、教育等様々な分野に及ぶことから、こうした施策の推進においては関係機関やＮＰＯ等の相互の緊密な連携が不可欠であります。

また、ヤングケアラーは家庭内のプライバシーに深く関わっていることや、本人や家族に自覚がないことも多いため、問題が表面化しにくい傾向にあり、社会的認知度の向上を図るとともに、ヤングケアラーの適切な支援につなげていかなければなりません。

さらに、今回の調査で対象となった子どもは中学校２年生と高等学校２年生に限られており、小学生や大学生を含めた、より詳細な調査を行い、ヤングケアラーに寄り添った切れ目のない支援を検討していく必要があります。

よって、国におかれましてはヤングケアラーへの支援の充実を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

１　ヤングケアラーへの支援施策を一体的、効果的に推進するため福祉、介護、医療、教育等の関係機関やＮＰＯ等の連携強化を進めること

２　ヤングケアラーの社会的認知度の一層の向上を図るため、広報啓発活動の充実強化を図ること

３　小学生や大学生を含めたより詳細な調査を行い、ヤングケアラーに寄り添った切れ目のない支援を検討すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和３年12月17日

刈谷市議会

編集後記

～かけはし～

◆令和４年が幕を開けてから１か月が経過しました。新型コロナウイルス感染症は、「オミクロン株」の感染が急速に拡大しており、引き続き出口の見えない、予断を許さない状況が続いています。本市では、３回目のワクチン接種が開始されています。皆様の御協力により接種が進むことで、重症化や感染の防止につながっていきます。あわせて、国産治療薬の早期実用化も期待されます。さらに、皆様の安定した生活を取り戻すためにコロナ禍に対応した経済再生に取り組んでいかなければなりません。充実した様々な支援施策を市と市議会が団結して強力に推進してまいります。

◆本年の新成人は男性９９２名、女性７７３名、計１，７６５名です（12月１日現在）。感染症対策を講じた中で、１月９日に新成人の集いが開催され門出をお祝いしました。新型コロナが流行してから多人数で集まることができない日々が続いていますが、友人や同窓生、そして恩師との久しぶりの再会に喜びがあふれ、ひとときの癒しの時間を過ごすことができたのではないでしょうか。

◆12月定例会及び１月臨時会で、各種臨時特別給付金支給が可決され、市民生活への一助となっていただけるものと期待しています。今後も皆様の意見に耳を傾け実現に向けて努めてまいります。皆様には定例会の傍聴にお越しいただき、御意見や御感想をお寄せいただきたいと思います。お待ちしております。

（議会広報委員会）